

## 会計帳簿への住所の記載について

政治資金規正法において、政治団体の会計帳簿には、すべての支出について支出を受けた者の住所の記載が義務付けられている。

### ○ 政治資金規正法

(会計帳簿の備付け及び記載)

**第九条** 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあっては、その職務を行うべき者。第十五条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 [略]

二 すべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二条、第十七条、第十九条の十一、第十九条の十三及び第十九条の十六において同じ。）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。次条第一項及び第十二条第一項第二号において同じ。）並びにその支出の目的、金額及び年月日

三 [略]

2 [略]

会計帳簿を備えさせ、所定事項の記載を義務付けた趣旨は、政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にさせておくことにあるとされている。

政治資金の収支の状況を常に明確にさせておくために、支出の目的、金額、年月日、支出を受けた者の氏名の記載を義務付けていることは、政治団体の事務負担を考慮してもなお必要であると一定の理解が得られると考えられる。しかしながら、政治団体の内部管理用の帳簿である会計帳簿に、支出を受けた者の住所までも記載を義務付けることは、政治団体に対し必要以上の負担を課しているのではないかとの意見が寄せられている。

そこで、これまでの政治資金適正化委員会における取組及び「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」を踏まえ、以下の2つの論点について検討する。

【Ⅰ】 すべての支出について会計帳簿の住所の記載義務を課す現行制度を見直す方向で制度改正を行うことはできないか。

【Ⅱ】 政治資金規正法上、支出を受けた者の住所は、団体にあつては、その主たる事務所の所在地（本社と解されている）を記載することとされている。しかし、支出を受けた者から徴収した領収書等に住所が記載されている場合は、当該住所が支社の住所であっても、法解釈上、当該住所を会計帳簿に記載することとしてもよいとすることはできないか。

## 【Ⅰ】

### 事務負担について

平成21年1月から2月にかけて、国会議員関係政治団体に対してアンケートを行ったところ、以下のような意見が寄せられた。

平成20年度第10回政治資金適正化委員会資料A（抄）

- ・支出を受けた者の住所は省略できないか。（事務負担が大きいため。）
- ・領収書等を添付していれば支出を受けた者の氏名及び住所等を記載する必要はないのでは。
- ・すべての領収書の保管義務と会計帳簿への必要事項の記載は大きな負担。

平成22年4月から6月にかけて、登録政治資金監査人に対して「政治資金監査の実施状況等のアンケート」を実施したところ、会計帳簿の住所記載について、以下のような意見が寄せられた。

平成22年度第2回政治資金適正化委員会資料C（抄）

- ・会計帳簿の必要記載事項について、「すべての支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的・金額及び年月日を記載しなければならない」と規定されているが、領収書の徴収が義務づけられており、これらの事項は領収書を確認することによって分かるので、会計帳簿（支出簿）にはその支出の目的、金額及び年月日の記載程度に簡略化すべきである。
- ・会計帳簿の必要記載事項の1つに支出を受けた者の住所がある。支出を受けた者の氏名、支出の目的等の他の必要記載事項と比較して、住所を正確

に記載すること又は領収書等との整合性の検証の必要性が乏しいのではないかと思われる。また、すべての支出につき支出先の住所を記載することは実務上多大な負担となっている。

- ・住所の記載は全ての支出に必要とは思えない。(この確認に最も時間を要しました。)

なお、税法上も、消費税法で仕入税額控除の適用を受けるために、3万円以上の高額領収書の交付を受けなかった場合に帳簿への住所記載が求められているものの、支出を受けた者の住所は一般的に帳簿や証拠書類上の必要記載事項とはされていない。

また、支出情報開示室が領収書等の開示決定をした国会議員関係政治団体について、一団体当たりの平均の高額領収書等の件数は約200件であり、少額領収書等の件数は約700件であった。

なお、この中で、少額領収書等の件数が最も多かった団体は、4,725件(88.8%)であり、当該団体に係る高額領収書等の件数は、594件(11.2%)であった。

以上のことから、国会議員関係政治団体が、すべての支出について会計帳簿に支出を受けた者の住所を記載することとする現行制度は、政治団体に相当程度の事務負担を課していると考えられる。

なお、政治資金適正化委員会は、これらの声を踏まえて、平成22年に政治資金監査マニュアルを以下の通り改定した。

政治資金監査マニュアル 平成22年9月改定版(抄)

会計帳簿に必要記載事項の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘すること。

なお、支出を受けた者の住所の記載について、以下に掲げる場合は、政治資金監査においては記載不備とは扱わないこと。

- ・会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されており、支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等又は当該領収書等に係る請求書等の書面が、会計帳簿と併せて保存されている場合。ただし、この場合であっても、会計帳簿の備考欄には別添の書面に記載された支出を受けた者の住所を転記しておくよう指摘すること。

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費 (2)光熱水費 (3)備品・消耗品費	ガス料金 事務用品代	8,095 1,080	H21.5.24 H21.11.30	〇〇ガス 〇〇ストア	住所は別添書面に記載 東京都千代田区麹町〇-〇-〇
支出の総額					

## 住所記載の必要性について

政治資金規正法において、政治団体に対し、会計帳簿の備付け及び記載が義務付けられている趣旨は、政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にし、支出を受けた者の住所をはじめ所定の事項の記載により支出を受けた者を特定しつつ、支出の実在性を担保することであるとされている。

ここで、国会議員関係政治団体については、平成19年の政治資金規正法改正により、すべての支出について領収書等の徴取・保存が義務付けられ、少額領収書等も開示請求の対象となり、さらに、すべての支出について登録政治資金監査人の確認を受けることとなった。したがって、一定の支出について会計帳簿の住所記載を省略したとしても、支出の実在性の担保の趣旨を著しく損なうことはなく、不正な記載や報告は十分に防止される制度になったとも考えられる。

そこで、政治資金制度全体をより合理的で安定した制度とする観点からも、会計帳簿の住所記載の必要性について検討する必要があると考えられるのではないかと考えられる。

### (1) これまでの議論

収支報告書に支出の明細が報告される人件費を除く1件1万円を超える支出（以下、高額の支出と呼ぶ。）については、収支報告書に支出の明細が報告されるため、支出を受けた者の住所が記載された何らかの書面が政治団体において保存されることが適当であると考えられる。しかし、当該書面が必ずしも会計帳簿である必要があるかは議論のあるところである。

平成23年3月政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（抄）

収支報告書で住所を報告すべき支出については、会計責任者が異動した場合、

支出を受けた者の住所を書面として残していないと収支報告書の記載が困難になることや、会計責任者等としても収支報告書を作成する段階で支出を受けた者の住所の把握はいずれにしても必要であり、収支報告書に住所を記載し、説明責任を負うことになることも考えると、収支報告の適正を担保する観点から、住所の記載された書面が政治団体において保存されることが適当と考えられる。

ただし、その住所が会計帳簿に記載されていないかは議論があるところであり、支出を受けた者から徴取した保存義務が課される領収書等に住所が記載されている場合、会計帳簿の住所の記載と同等以上の実在性の担保になると考えられることから、さらに会計帳簿に記載を求めるまでの必要はないとも考えられる。

したがって、収支報告書に支出を受けた者の住所の記載が義務付けられている、通常の政治団体であれば5万円以上の政治活動費、資金管理団体であれば人件費を除く5万円以上の支出、国会議員関係政治団体であれば、人件費を除く1万円を超える支出については、領収書等に住所の記載がある場合、会計帳簿への住所の記載義務のあり方を見直す方向で検討を行っていくことが適当である。

また、収支報告書に支出の明細の報告義務がない支出（人件費及び人件費以外の1件1万円以下の支出。以下、少額の支出と呼ぶ。）については、支出を受けた者を特定するために会計帳簿への住所の記載を求めていることに関し、事務負担に比した意義及び必要性について、様々な意見が寄せられている。

平成23年3月 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（抄）

収支報告書で住所を報告すべき支出以外の支出についても、一般的な会計経理の実務も踏まえ、その実在性の担保としてすべての支出について会計帳簿への住所の記載を求めていることに対し、以下のような様々な意見が寄せられているところである。

- ① 仮にその実在性の担保のために住所を書面として残すことが必要としても、上記趣旨に鑑みれば、法律に基づいて徴取・保存がされている領収書等に住所が記載されている場合は、さらに会計帳簿に記載を求めるまでの必要はないのではないか。
- ② 住所が記載されていない領収書等でも、国会議員関係政治団体の支出に係るものについては、登録政治資金監査人による政治資金監査により

会計帳簿との突合が行われることから、開示の対象ともならない内部管理用の帳簿である会計帳簿の住所の記載よりも支出の実在性の担保になるのではないか。

③ さらに進んで、登録政治資金監査人による政治資金監査を受けない支出であっても、法律に基づいて領収書等の徴取・保存義務が課される支出（通常の政治団体の5万円以上の経常経費又は資金管理団体の5万円以上の人件費）については、当該領収書等に住所が記載されていなくとも、支出を受けた者から徴取した領収書等が保存されていれば開示の対象ともならない内部管理用の帳簿である会計帳簿の住所の記載と同等以上の実在性の担保になり得るのではないか。

④ 少額の支出についてまで、すべて住所把握を求めることは、必要以上の負担を課しているのではないか。

今後、収支報告書で住所を報告すべき支出以外の支出については、上記の意見に係る議論を深めつつ、収支報告書で住所を報告すべき支出の取扱いや従来の取扱いも踏まえながら、検討を行っていくことが適当である。

## (2) 検討

ここで、国会議員関係政治団体について、収支報告書に支出の明細が報告される高額の支出と収支報告書に支出の明細が報告されない少額の支出に場合分けをした上で、会計帳簿の支出を受けた者の住所記載が省略できないか検討を進める。

① 国会議員関係政治団体が、高額の支出について会計帳簿の住所記載を省略する場合

### (メリット)

政治団体の事務負担が軽減される。(ただし、政治団体の支出の中で収支報告書に支出の明細が報告される支出件数の割合は大きくないと考えられる。)

→収支報告書において、支出を受けた者の住所が報告されるので、支出を受けた者を特定することが可能であり、支出の透明性は損なわれない。また、収支報告書において報告される支出を受けた者の住所が、高額領収書等に記載された住所に基づいて記載される限り、支出の実在性は損なわれない。

(論点)

- i 政治団体はすべての収入・支出について会計帳簿に記載することとされており、収支報告書は会計帳簿を基に作成する取扱いとされている。会計帳簿における支出を受けた者の住所の記載を省略する場合、当該取扱いができなくなるのではないか。
- ii 領収書等に支出を受けた者の住所記載がない場合に会計帳簿の住所記載を省略する取扱いをどのように考えるか。
- iii 領収書等が存在しない場合（領収書等を徴し難い事情があった場合等）に会計帳簿の住所記載を省略する取扱いをどのように考えるか。
- iv 資金管理団体、その他の政治団体は、収支報告書において支出の明細が報告される支出の範囲が国会議員関係政治団体と異なり、登録政治資金監査人の確認を受けていない。資金管理団体、その他の政治団体の会計帳簿の住所記載を省略する取扱いをどのように考えるか。

(検討)

- i 会計帳簿における支出を受けた者の住所の記載を省略する場合、政治団体の収支の状況を明らかにするために必要であるとされる情報がすべて記載されるものとしての会計帳簿の意義付けは変わるという課題はあるものの、収支報告書作成の際に、領収書等に支出を受けた者の住所が記載されている場合は、当該領収書等を基に収支報告書を作成することができるため、会計帳簿にも支出を受けた者の住所を記載する必要はないと考えられないか。なお、高額の支出については、当該支出に係る領収書等も国民への公開対象となる。
- ii 現行制度では、政治団体に会計帳簿等関係書類の保存義務が課せられており、収支報告書において国民に報告される支出を受けた者の住所を政治団体の内部書類においても記録しておく必要があるという意味で、領収書等に支出を受けた者の住所記載がない場合は、会計帳簿への住所記載が望ましいのではないか。
- iii 領収書等が存在しない場合は、会計責任者が自ら作成した領収書等を徴し

難かった支出の明細書又は領収書等亡失等一覧表を登録政治資金監査人が確認することとなるが、これらは領収書等と比べ、支出の実在性の担保能力が低いと考えられる。このため、会計帳簿への住所記載が望ましいのではないか。また、iiと同様に、収支報告書において国民に報告される支出を受けた者の住所を政治団体の内部書類においても記録しておく必要があるという意味でも会計帳簿への住所記載が望ましいのではないか。

- iv 収支報告書に支出の明細が記載される支出（資金管理団体は人件費以外の1件5万円以上の支出、その他の政治団体は、経常経費以外の1件5万円以上の支出）については、領収書等の徴取・保存義務が課せられている。

会計帳簿に支出を受けた者の住所記載を省略する対象を検討する際に、収支報告書で支出を受けた者の住所が報告されるか否か、支出を受けた者の住所が記載されている領収書等が徴取・保存されているか否かをメルクマールとするならば、国会議員関係政治団体と同様に、収支報告書に支出の明細が報告される支出について領収書等に支出を受けた者の住所記載がある場合は、会計帳簿の住所記載を省略できることとするか。

一方、資金管理団体及びその他の政治団体は、登録政治資金監査人の確認を受けていないため、支出の実在性の担保能力が低く、国会議員関係政治団体と取扱いを変える必要があると考えるのであれば、登録政治資金監査人の確認を受けている国会議員関係政治団体についてのみ会計帳簿の住所記載を省略できることとするか。

- ② 国会議員関係政治団体が、少額の支出について会計帳簿の住所記載を省略する場合

(メリット)

政治団体の支出の中で少額の支出の割合は大きいと考えられるので、政治団体の事務負担が大幅に軽減される。

→国会議員関係政治団体は、すべての支出について領収書等を徴取・保存し、登録政治資金監査人の確認を受けることとされており、また、少額領収書等の写しの開示制度により少額領収書等は国民に公表されることで、支出の実在性は担保されている。



(論点)

- i 少額領収書等に支出を受けた者の住所記載がない場合に会計帳簿の住所記載を省略する取扱いをどのように考えるか。
- ii 少額領収書等が存在しない場合（領収書等を徴し難い事情があった場合等）に会計帳簿の住所記載を省略する取扱いをどのように考えるか。
- iii 資金管理団体、その他の政治団体は、収支報告書において支出の明細が報告されない支出（資金管理団体にあつては、人件費及び1件5万円未満の人件費以外の経費、その他の政治団体にあつては、経常経費及び1件5万円未満の経常経費以外の支出）の範囲が国会議員関係政治団体と異なり、1件5万円未満の支出については領収書等の徴取・保存義務が課されていない。また、登録政治資金監査人の確認も受けていない。資金管理団体、その他の政治団体の会計帳簿の住所記載を省略する取扱いをどのように考えるか。

(検討)

- i 少額の支出を受けた者の住所は収支報告書において報告の対象とされていないものの、領収書等に住所が記載されていない場合は、政治団体において、何らかの書面で支出を受けた者の住所を把握し、支出を受けた者をより正確に特定できることが適切であると考えられるため、会計帳簿への住所記載が望ましいのではないか。

一方、政治団体の内部書類であり、国民に公表されない会計帳簿において、支出を受けた者の氏名、支出の目的、金額、年月日に加え、支出を受けた者の住所を記載させることは、その事務負担に比して、収支の状況の明確化及び支出の実在性を高める効果が小さく、会計帳簿の住所記載を省略できるとする考え方もありうるか。

- ii 領収書等が存在しない場合は、会計責任者が自ら作成した領収書等を徴し難かった支出の明細書又は領収書等亡失等一覧表を登録政治資金監査人が確認することとなるが、これらは領収書等と比べ、支出の実在性の担保能力が低いと考えられる。このため、会計帳簿への住所記載が望ましいのではないか。また、iの前段と同様に、政治団体において何らかの書面で支出を受けた者の住所を把握し、支出を受けた者をより正確に特定できることが望ましいという意味でも会計帳簿への住所記載が望ましいのではないか。

一方、iの後段と同様に、政治団体の内部書類であり、国民に公表されない会計帳簿において、支出を受けた者の氏名、支出の目的、金額、年月日に加え、支出を受けた者の住所を記載させることは、その事務負担に比して、収支の状況の明確化及び支出の実在性を高める効果が小さく、会計帳簿の住所記載を省略できるとする考え方もありうるか。

iii 資金管理団体、その他の政治団体の収支報告書において明細が報告されない支出については、国会議員関係政治団体と異なり、以下のような支出の実在性を担保する別途の手段が備えられていないことから、会計帳簿の住所記載を省略できないこととするか。

- ・ 1件5万円未満の支出に係る領収書等の徴取・保存義務
- ・ 登録政治資金監査人の確認

または、上述の懸念を踏まえつつも、資金管理団体、その他の政治団体も国会議員関係政治団体と同様に、それぞれの団体が収支報告書に支出の明細を記載する必要のない支出（資金管理団体にあつては、人件費及び1件5万円未満の人件費以外の支出。その他の政治団体にあつては、経常経費及び1件5万円未満の経常経費以外の支出。）について、領収書等の住所記載の有無の必要性を検討しつつ、会計帳簿の住所記載を省略できることとするか。

あるいは、資金管理団体、その他の政治団体は、国会議員関係政治団体が収支報告書において支出の明細を報告しなくて良い、人件費及び1件1万円以下の人件費以外の支出について、領収書等の住所記載の有無の必要性を検討しつつ、会計帳簿の住所記載を省略できることとする制度も考えられるか。

#### 今後の方向性について

国会議員関係政治団体の会計帳簿における住所記載の省略に関して、少額の支出については、資金管理団体・その他の政治団体との制度上の整合性の問題等はあるものの、収支の公開の趣旨を損ねずに会計責任者の事務負担を大幅に軽減することができ、メリットが大きく、検討に値するものとする。また、高額の支出についても、資金管理団体・その他の政治団体との制度上の整合性に留意しつつ、さらに検討を進める必要があるのではないかと考える。

ただし、以下の点に留意しつつ、様々な角度から検討する必要がある。

- ・ 法律改正が必要な事項に関わることであり、政治資金規正法制定以来、すべての支出について会計帳簿に支出を受けた者の住所を記載することとして

いる歴史的経緯

- 政治資金規正法と同様に、会計帳簿に支出を受けた者の住所記載義務を課している政党助成法、公職選挙法との関係
- 虚偽記載の防止の担保となっている罰則との関係

## 【Ⅱ】

### 支出を受けた者が団体である場合の住所記載の見直しの必要性について

政治資金規正法上、支出を受けた者の住所は、団体にあつては、その主たる事務所の所在地（本社と解されている）を記載することが義務付けられている。しかし、領収書等に記載されている住所が、支出を受けた団体の本社の住所ではなく、政治団体が実際に支出をした支社等の住所である場合もある。（資料B参照）

この場合、収支報告の明瞭性の観点、政治団体の実務上の観点、登録政治資金監査人の実務上の観点から当該義務規定の見直しの必要性があると考えることができる。

#### 1 収支報告の明瞭性の観点

収支報告書において報告される支出の明細と当該支出に係る領収書等を確認することで、政治団体及び公職の候補者の政治活動を国民の不断の批判と監視の下に置くこととされている。

しかし、領収書等に政治団体が実際に支出をした支社等の住所が記載されている場合、収支報告書には支出を受けた者の本社の住所が記載されているため、領収書等と収支報告書に記載されている支出を受けた者の住所が異なり、関係書類の整合性が取れておらず、分かりにくいものとなっているのではないかと考えられる。

また、領収書等に政治団体が実際に支出をした支社等の住所が記載されている場合、政治団体が実際に支出をした支社等の住所を収支報告書に記載することで、取引の場所が明らかとなる利点もあるのではないかと考えられる。

#### 2 政治団体の実務上の観点

多くの領収書等には、支出を受けた者の住所が記載されているので、基本的には、会計責任者が、領収書等に記載された住所を会計帳簿に転記することとなる。

しかし、領収書等に政治団体が実際に支出をした支社等の住所が記載されている場合、会計責任者は改めて当該支出を受けた者の本社の住所を調べる必要がある。

また、直営店かフランチャイズ店かの判断のように、当該住所が主たる事務所の所在地であるかどうかの判断が困難な場合も存在する。

ここで、支出を受けた者が団体である場合は、すべての支出について、会計帳簿に支出を受けた者の主たる事務所を記載させる現行制度は、必要以上の事務負担を課していると考えられるのではないか。

### 3 登録政治資金監査人の実務上の観点

登録政治資金監査人は、政治資金監査において、収支報告書が、会計帳簿や領収書等に基づいて支出の状況が表示されていることを確認することとされている。

しかし、現行制度では、領収書等に政治団体が実際に支出をした支社等の住所が記載されている場合も会計帳簿には当該支出を受けた者の本社の住所を記載することとされている。そのため、登録政治資金監査人が領収書等と会計帳簿を突合する際に不突合が生じる場合があり、その場合、当該会計帳簿に記載されている住所が当該支出を受けた者の本社の住所であることを確認する必要が生じる。この仕組みは、登録政治資金監査人に必要以上の事務負担を課していると考えられるのではないか。

#### 今後の方向性について

政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にし、支出を受けた者の住所をはじめ所定の事項の記載により支出の実在性を担保するために、会計帳簿に支出を受けた者の住所を記載させる法の趣旨に鑑みると、支出を受けた者の住所は、必ずしも支出を受けた者の本社である必要はないと考えられる。

そこで、会計帳簿に記載される支出を受けた者の住所は、当該者が団体である場合に、原則は本社であるとしても、例外として支出を受けた者が発行した領収書等に記載された住所（政治団体が実際に支出をした支店の住所）を含めることとする対応を検討できないか。

ただし、政治団体の収入については、同一の団体について複数の住所が会計帳簿に記載されている場合、政治団体が同名の団体から寄附を受けた際に、同一の者に対する寄附の量的制限に抵触する寄附かどうか会計責任者が把握しづらくなるため、本社の住所を記載させることが合理的であることに留意しつつ、検討を進める必要がある。

#### マニュアル上の取扱いについて

政治資金監査上は、会計帳簿への住所の記載について、政治資金監査マニユ

アルにおいて、支出を受けた者が団体であり、会計帳簿の備考欄に記載された住所が当該団体の主たる事務所（本社）の所在地であるか確認が困難である場合、記載不備と取り扱わないこととしている。

政治資金監査マニュアル 平成22年9月改定版（抄）

会計帳簿に必要記載事項の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘すること。

なお、支出を受けた者の住所の記載について、以下に掲げる場合は、政治資金監査においては記載不備とは扱わないこと。

- 支出を受けた者が団体であり、会計帳簿の備考欄に記載された住所が当該団体の主たる事務所（本社）の所在地であるか確認が困難である場合

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費	コインパーキング駐	1,200	H21.6.20	〇〇パーク	東京都港区赤坂以下不明
(1)組織活動費	車代				
⋮	タクシー代	1,680	H21.10.21	〇〇タクシー	住所不明（個人タクシーのため）
(4)調査研究費	書籍購入費	3,853	H21.2.3	〇〇 Book Store	アメリカ合衆国ニューヨーク州以下不明
支出の総額					

なお、政治資金監査に関する研修テキストにおいては、支出を受けた者が団体である場合には、会計帳簿に記載された住所が主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば記載不備とは扱わないこととされている。

政治資金監査に関する研修テキスト 平成22年9月改定版（抄）

支出を受けた者の住所に関する政治資金監査上の取扱いについては、以下の点について留意すること。

(2) 主たる事務所の所在地について

支出を受けた者が団体である場合には、会計帳簿の備考欄に主たる事務所（本社と解されている）の所在地を記載することとされているが、政治資金監査の外形的・定型的な性質を踏まえると、会計帳簿の備考欄に記載された住所が主たる事務所の所在地であるかどうかを登録政治資金監査人が判断することは困難であるため、当該記載された住所が主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば記載

不備とは扱わない。

このため、政治資金監査マニュアルを改定する際には、会計帳簿に「記載された住所が主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば記載不備とは扱わない」ことを明記し、政治資金監査における会計帳簿の住所記載の取扱いを明確にすることを検討する必要があるのではないか。